

## 申込方法

参加を希望する団体は、所定の申込書でお申し込みください。（持参、郵送、メールいずれの場合も申込書の押印は必要ありません）

※当財団へ持参の場合は土日祝休日を除く9時～17時まで

※アートリエへ持参の場合は水曜日（水曜日が祝休日の場合はその翌平日）を除く10時～19時半まで（土日祝休日可）

※メールでご応募いただく場合は、下記①から③の事項を遵守してください。

メールでお申込みいただいた場合、受付日の翌日から5日以内（土日祝休日除く）に受付確認メールを返信します。返信がない場合は当財団へお問合せください。なお、「募集締切日の3日前」以降にメールを送信された場合には、必ず送信された旨を当財団へお知らせください。

①件名：「平成27年度福岡市民芸術祭参加行事第2次募集申込み」

②添付ファイル名：「（申込み団体名）・（提出書類名）」

③メールの宛先：geijutsusai@ffac.or.jp

※申込書は福岡市民芸術祭オフィシャルホームページからダウンロードできます。また、当財団、アートリエ（福岡アジア美術館7階）、情報プラザ（福岡市役所1階）でも配布します。※初めて申請する団体および過去2年間不参加の団体は、団体規約、名簿、過去の事業のチラシなど活動内容がわかる資料を申込書と一緒に提出してください。

### ◎福岡市民芸術祭説明会開催

事務局では、参加を検討している方々、および参加が認定された団体に向けて平成27年度の市民芸術祭について説明会を行います。ぜひご参加ください（参加無料）。

【日 時】平成27年6月13日（土）11:00～12:30（予定）【会 場】福岡市文化芸術振興財団 7階会議室

※参加ご希望の方は6月12日（金）17:00までに事務局までお申込みください（先着20名さま）

【お問い合わせ】福岡市民芸術祭実行委員会事務局

（会場の住所および問合せの詳細は、ページ下の【お申込み・お問合せ先】をご覧ください）

## 提出書類

### 「一般プログラム」

①申込書 ②収支予算書

※初めて申請する団体および過去2年間不参加の団体は、団体規約、名簿、過去の事業チラシなど活動内容が分かる資料を申込書と一緒に提出してください。

※行事实施前にポスター・チラシ・プログラムなど各種印刷物を提出していただきます。  
行事实施後1か月以内に報告書、決算書および写真2枚を提出していただきます。

### ◎参加プログラムの表示について

参加が認定された場合、ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の全てに、必ず「平成27年度福岡市民芸術祭参加」と表示してください。また、福岡市、（公財）福岡市文化芸術振興財団、福岡市教育委員会の後援名義も付与されますので、「後援：福岡市・（公財）福岡市文化芸術振興財団・福岡市教育委員会」も必ず表示してください。表示がない場合、参加を取り消すことがあります。

### ◎注意事項

- ・同一団体とみなされる団体が重複して参加プログラムに申請された場合、いずれか1行事のみ奨励金の贈呈及び会場使用料減免の対象となります。
- ・参加認定後に行事の内容が変更され、募集要項に違反する行為があった場合、参加を取り消すことがあります。
- ・公演・行事の実施経費は、各団体の負担になります。

### ◎参加の決定

申込みを受けた行事は審査の上、参加の可否を決定します。結果は平成27年8月下旬に申し込み団体へ通知予定です。

### ◎その他

申請書に記入していただく個人情報の取扱については、個人情報保護法そのほか関連法令を遵守するとともに、運用については実行委員会が適正に管理するよう努めます。事業に関する資料送付、連絡、そのほか本事業の業務で必要と思われる事項意外での使用はいたしません。

### 【お申込み・お問合せ先】

## 福岡市民芸術祭実行委員会事務局

〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町3-10 福岡県消防会館6階 福岡市文化芸術振興財団内

TEL:092(263)6265 / FAX:092(263)6259 / Email:geijutsusai@ffac.or.jp



# 福岡市民芸術祭

FUKUOKA CITIZEN'S ARTS FESTIVAL  
2015

第二次  
参加者  
募集中!

## 参加募集要項

開催期間 平成27年 **9月27**日(日) >> **12月6**日(日)

【第二次募集期間】 平成27年6月1日(月)～平成27年7月31日(金)

主催：福岡市民芸術祭実行委員会／福岡市／（公財）福岡市文化芸術振興財団

福岡市民芸術祭オフィシャルホームページ **www.fcaf.jp**

## 市民芸術祭とは？

福岡市民芸術祭は、福岡市民の文化芸術活動の発表の場、  
身近に触れ合う場として、毎年秋に開催されている「芸術のお祭り」です。

昭和38年の福岡市民会館オープンを機に、総合的な芸術祭として翌年誕生し、平成27年で52回目。

今まで発表してきた方も、初めて触れる方もふるって参加してみませんか？

福岡の街を文化芸術の力で盛り上げましょう！

【市民芸術祭の理念】『人と地域と文化芸術が繋がる祭典』～人と地域と文化芸術が、出会い・交わり・育つ～

- 【市民芸術祭の目的】
- ◎子どもから高齢者まで誰もが、文化芸術に身近に接することができる。
  - ◎人やジャンルの交わり・繋がりを生み出し、文化芸術活動のレベルアップに資する。
  - ◎市民自らが主体的に関わり、福岡のまちを文化芸術の力で盛り上げる。

## 福岡市民芸術祭に参加するメリットは？

**1** さまざまな  
メディアを通じて、  
プログラムの開催を一般に  
広く紹介。福岡市内外に向けて  
積極的にプロモーションを行います。

- 「福岡市民芸術祭」オフィシャルホームページやFacebook上で、プログラム詳細を紹介しします。  
参加者ご自身で、最新の情報や写真、ポスターなども随時更新できます。
- チラシをアトリエ（福岡アジア美術館7F）に設置できます。
- 広報説明会等で、広報の仕方などのアドバイスを受けることができます。

**3** 奨励金  
(5,000円)  
を贈呈します。

詳しくは、  
「プログラム資格」を  
ご覧ください。

**2** 福岡市・  
(公財)福岡市  
文化芸術振興財団・  
福岡市教育委員会が  
後援します。

**4** 奨励金対象行事で、  
福岡市の公共施設を  
会場として  
利用する場合  
使用料が減免になる  
場合があります。(※)

(※)施設によって規程が異なりますので、  
詳しくは各施設に直接お問合せください。  
また、施設利用申請、減免申請等については、  
必ず使用される団体が各施設へお問合せの上、  
手続きを行ってください。

## 募集要項

【開催期間】 平成27年9月27日(日)～12月6日(日)

【第二次募集期間】 平成27年6月1日(月)～平成27年7月31日(金)※必着

【募集区分】 「一般プログラム」 奨励金 5,000円

※福岡市民芸術祭オフィシャルホームページにプログラムが紹介されます。

### 応募資格

- ①福岡市内に活動拠点を置き、福岡市民芸術祭の目的を理解し、文化芸術活動に取り組む団体または個人。
- ②施設使用料滞納等の法令・条例等の違反行為がないこと。

※個人で参加の場合、行事実施の担保と緊急時の対応等のため、連帯責任者の届出が必要です。

※事務局が要請するアンケート等の実施にご協力いただく場合があります。

※性的・暴力的な描写等が考えられる場合は、事前に事務局に申し出ていただきます。

### 対象ジャンル

下記にジャンルを示しますが、この枠組にとらわれない幅広い文化芸術活動や、  
新しい表現や手法、参加のあり方を創り出す自由な発想の企画も広く募集します。

- ①音楽 (クラシック・邦楽・民謡・ジャズ・ポピュラー・ロックなど)
- ②美術・パフォーマンス (絵画・彫刻・工芸・造形・陶芸・写真・デザイン・インスタレーションなど)
- ③演劇
- ④舞踊 (ダンス・バレエ・民舞など)
- ⑤伝統芸能 (能楽・歌舞伎・日舞・雅楽・郷土芸能など)
- ⑥文芸 (エッセイ等も含む)
- ⑦メディア芸術 (映像・映画・漫画・アニメーションなど)
- ⑧生活文化 (書道・茶道・華道など)
- ⑨その他

### プログラム資格

平成27年9月27日(日)～12月6日(日)の間に福岡市内の会場で公開される行事。

※次に該当する場合は奨励金を贈呈いたしません(市民芸術祭への参加は可能です)。

- ◇収支決算書の内容で利益が出る行事
- ◇福岡市並びに当財団から他の助成を受ける行事(アクロス福岡共催・協賛事業を含む)
- ◇チャリティーを主たる目的とした行事
- ◇民間企業の冠がついた行事
- ◇企業の宣伝または営利を主たる目的とする行事
- ◇同一団体、または同一団体とみなされる団体が重複して申請された場合(いずれか1行事のみ贈呈)
- ◇あらかじめ企画・制作されたものを購入する行事(買い公演、招へい公演等)

※次に該当する行事は参加対象外となります。

- ◆法令・条例等に違反するまたは違反するおそれのある内容を含む行事(例：公序良俗違反、未成年の出演者が喫煙・飲酒をする等)
- ◆政治的または宗教的な宣伝意図を含む行事
- ◆特定の会員・関係者・地域を対象とする(または優先的に取り扱う)行事
- ◆開催会場等において商品の購入、団体への加入、募金や署名等が強要される行事

### 会場

福岡市内の会場で実施されるもの。 ※オープンスペース(公園、空地など)の場合、具体的な事案に基づき審査します。